

司法書士に相談してください。



後見人のこと



CASE 1 認知症の父親名義の家を売却して、
施設の入所費用に当てたいのですが。



CASE 2 近所の一人暮らしの高齢者のところに
不審な業者がよく来ているみたいだけど。



CASE 3 今は一人でできるけど、
今後の財産管理がちょっと心配。



こんなときは成年後見制度を利用してはいかがでしょうか。

成年後見制度には、すでに判断能力が低下した人をサポートする「法定後見」と、
将来、判断能力が不十分となったときに備えてあらかじめサポート内容などを決めて
おく「任意後見」があります。

司法書士は成年後見に関する相談や法定後見等の申立書類の作成、任意後見契
約書の作成など、お年寄りや判断能力の低下した方の財産管理をサポートします。

京都司法書士会の取組み

こどもたちの将来のために

京都司法書士会では、平成12年より悪質商法など様々な消費者被害を防ぐため、高校や大学などで「法教育講座」を実施しております。司法書士が講師を担当し、時間は約30分～120分（実施校の授業時間等により調整は可能です。）で行います。

ご興味のある方は、当会までお問い合わせください。

京都司法書士会

〒604-0973

京都市中京区柳馬場通夷川上る五丁目232番地の1

TEL.075-241-2666

